

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（局の分課） 第五条（略）		（局の分課） 第五条（略）	
局名	課名	局名	課名
総務局	総務課、秘書課、人事課、DX推進課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、広報課、統計課、研究開発課	総務局	総務課、秘書課、人事課、デジタル基盤整備課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、広報課、統計課、研究開発課
（略）	（略）	（略）	（略）
商工労働局	商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、中小企業支援課、県内投資促進課、観光課、自動車・新産業課、バイオ・ヘルスケア産業課、環境・エネルギー産業課、半導体産業課	商工労働局	商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、職業能力開発課、産業人材課、経営革新課、県内投資促進課、観光課
農林水産局	農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、農業経営課、農業生産課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課	農林水産局	農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就業支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課
（略）	（略）	（略）	（略）
2 前項に規定するもののほか、総務局に経営企画チーム及び施策形成支援チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。		2 前項に規定するもののほか、総務局にDX推進チーム、経営企画チーム及び施策形成支援チームを、商工労働局にイノベーション推進チームを置く。	
（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課 一―二十四（略） 二十五 内部統制制度に関すること。（人事課及び審理監の所掌に属するものを除く。） 二十六―三十三（略） 秘書課 人事課 一―五（略）		（総務局各課の分掌事務） 第八条（略） 総務課 一―二十四（略） 二十五 内部統制制度に関すること。（審理監の所掌に属するものを除く。） 二十六―三十三（略） 秘書課 人事課 一―五（略）	
六 職員の研修及び人事評価に関すること。		六 職員の研修及び人事評価に関すること。	

（地域政策局各課の分掌事務）
第九条（略）

地域政策総務課―中山間地域振興課（略）
スポーツ推進課

一・七（略）

八 国民スポーツ大会その他各種スポーツ大会に関すること。

九・十（略）

国際課（略）

（健康福祉局各課の分掌事務等）
第十一条（略）

健康福祉総務課―医療介護政策課（略）

医療機能強化推進課

一・二（略）

三 地方独立行政法人広島県立病院機構に関すること。

医療介護基盤課―障害者支援課（略）

（商工労働局各課の分掌事務）
第十二条（略）

商工労働総務課

一・二（略）

三―十六（略）

雇用労働政策課―職業能力開発課（略）
イノベーション推進チーム

一（略）

（地域政策局各課の分掌事務）
第九条（略）

地域政策総務課―中山間地域振興課（略）
スポーツ推進課

一・七（略）

八 国民体育大会その他各種スポーツ大会に関すること。

九・十（略）

国際課（略）

（健康福祉局各課の分掌事務等）
第十一条（略）

健康福祉総務課―医療介護政策課（略）

医療機能強化推進課

一・二（略）

医療介護基盤課―障害者支援課（略）

（商工労働局各課の分掌事務）
第十二条（略）

商工労働総務課

一・二（略）

三 物流の効率化に関すること。

四 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関すること。

五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）に関すること。

六 流通施設に関すること。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。）

七―二十（略）

雇用労働政策課―職業能力開発課（略）
イノベーション推進チーム

一（略）

二 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に関すること。

三 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）に関すること。

四 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百六十六号）第百六十七号の二第二項第四号の規定による新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関すること。

五 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第百十八号）に関すること。（経営革新課の所掌に属するものを除く。）

六 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に関すること。

七 技術の振興に関すること。

八 鉱業権に関すること。

九 発明及び特許に関すること。

二・三 (略)	十 産業デザインに関すること。 十一 計量法（平成四年法律第五十一号）に関すること。 十二 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）に関すること。 十三 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関すること。 十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関すること。 十五・十六 (略) 十七 次世代産業の創造支援に関すること。 十八 業種別の産業振興施策の企画及び総合調整に関すること。 十九 医療関連産業クラスターの形成に関すること。 二十 環境・エネルギー関連産業の集積促進に関すること。 二十一 (略) 二十二 商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関すること。
産業人材課 (略) 経営革新課 一一・二十三 (略) 二十四 物流の効率化に関すること。 二十五 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関すること。 二十六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）に関すること。 二十七 流通施設に関すること。（農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。） 二十八 DX施策の推進に関すること。（総務局DX推進課の所掌に属するものを除く。） 二十九 (略)	産業人材課 (略) 経営革新課 一一・二十三 (略) 二十四 環境・エネルギー関連産業の集積促進に関すること。 二十一 (略) 二十二 商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関すること。
四 (略)	産業人材課 (略) 経営革新課 一一・二十三 (略) 二十四 環境・エネルギー関連産業の集積促進に関すること。 二十一 (略) 二十二 商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関すること。
中小企業支援課 一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に関すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）に関すること。 三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第四号の規定による新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関すること。 四 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に関すること。（経営革新課の所掌に属するものを除く。） 五 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に関すること。 六 技術の振興に関すること。	二十四 (略)

七	鉱業権に関すること。
八	発明及び特許に関すること。
九	産業デザインに関すること。
十	計量法（平成四年法律第五十一号）に関すること。
十一	電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）に関すること。
十二	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関すること。
十三	電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関すること。
十四	商工労働局中他課の所掌に属しない工業の振興に関すること。
県内投資促進課	
一	県内への企業立地及び投資促進並びに既存企業の振興に関すること。（商工労働局中他課の所掌に属するものを除く。）
二	一九（略）
観光課（略）	
自動車・新産業課	
一	自動車関連産業の振興に関すること。
二	次世代産業の創造支援に関すること。
三	業種別の産業振興施策の企画及び総合調整に関すること。
バイオ・ヘルスケア産業課	
健康・医療関連産業及びバイオ関連産業の集積促進に関すること。	
環境・エネルギー産業課	
環境・エネルギー関連産業の集積促進に関すること。	
半導体産業課	
半導体関連産業の集積促進に関すること。	
（農林水産局各課の分掌事務）	
第十三条（略）	
農林水産総務課―販売・連携推進課（略）	
農業経営課	
一	（略）
二	農業の担い手の経営発展に関する企画及び総合調整に関すること。
三	一八（略）
農業生産課	
一八（略）	
一七（略）	
八	産地競争力強化事業及び経営体育成支援事業に関すること。
九	農業金融に関すること。
十	有害鳥獣の被害対策に関すること。
農業技術課	
一四（略）	

県内投資促進課	
一	県内への企業立地及び投資促進並びに既存企業の振興に関すること。
二	一九（略）
観光課（略）	
（農林水産局各課の分掌事務）	
第十三条（略）	
農林水産総務課―販売・連携推進課（略）	
就農支援課	
一	（略）
農業経営発展課	
一	農業の担い手の経営発展に関する企画及び総合調整に関すること。
二	一八（略）
九	経営構造対策事業及び山村等振興対策事業に関すること。
農業技術課	
一四（略）	

五十七 (略)
畜産課―農業基盤課 (略)

五 有害鳥獣の被害対策に関すること。
六十八 (略)
畜産課―農業基盤課 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

(名称、目的等)
第十九条 (略)

主管局課		名称	目的
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	医療介護保険課	広島県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療給付に関する処分(第五十四条第三項及び第五項の規定による交付又は提供の求めに対する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限り)に関する処分に対する不服を審査すること。
(略)	国民健康保険課	広島県国民健康保険審査会	(略)
(略)	(略)	(略)	国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分(第九条第二項及び第四項の規定による交付又は提供の求めに対する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服を審査すること。

2-4 (略)

(所掌事務)
第六十七条 (略)
一十二 (略)
十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相

主管局課		名称	目的
(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉局	医療介護保険課	広島県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限り)に関する処分に対する不服を審査すること。
(略)	国民健康保険課	広島県国民健康保険審査会	(略)
(略)	(略)	(略)	国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服を審査すること。

2-4 (略)

(所掌事務)
第六十七条 (略)
一十二 (略)
十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相

談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（第六十九条、第七十条の三及び第七十条の五において「配偶者等」という。）からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四（略）
2（略）

（内部組織）
第六十八条（略）

子ども家庭センター名	課名
広島県西部子ども家庭センター	総務課、企画調整課、相談課、育成課、女性支援課、一時保護課
広島県東部子ども家庭センター	総務課、相談課、育成課、一時保護課
広島県北部子ども家庭センター	相談課、育成課

（各課の分掌事務）

第六十九条（略）

広島県西部子ども家庭センター

総務課

一（略）

二 前号のほか、他課の所掌に属しないこと。

企画調整課

一 センターの事業の企画及び総合調整に関すること。

二 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

三 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に係る人材育成に関すること。

相談課

一―四（略）

談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（第六十九条において「配偶者等」という。）からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四（略）
2（略）

（内部組織）
第六十八条（略）

子ども家庭センター名	課名
広島県西部子ども家庭センター	総務企画課、相談援助第一課、相談援助第二課、女性相談課、一時保護課
広島県東部子ども家庭センター	総務課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課
広島県北部子ども家庭センター	相談援助第一課、相談援助第二課

（各課の分掌事務）

第六十九条（略）

広島県西部子ども家庭センター

総務企画課

一（略）

二 センターの事業の企画及び総合調整に関すること。

三 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

四 児童、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者の福祉に係る人材育成に関すること。
五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

相談援助第一課及び相談援助第二課

一―四（略）

五 児童福祉法による児童等に対する措

- 一 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 二 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 九 障害者総合支援法による市町に対する

- 六 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 七 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 九 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 十 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 十一 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十二 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十三 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十四 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。
- 十五 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。

る技術的事項についての協力その他必要な援助に關すること。	十一 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に關すること。	十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に關すること。	女性支援課・一時保護課 (略)	広島県東部こども家庭センター	総務課 (略)	相談課	一―四 (略)
五 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援等に關すること。	六 配偶者等からの暴力被害者に關する相談、關係機関との調整、自立支援等に關すること。	育成課	一 児童福祉法による児童等に対する措置に關すること。	二 児童福祉施設及び里親との連絡に關すること。	三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、		

女性相談課・一時保護課 (略)	広島県東部こども家庭センター	総務課 (略)	相談援助第一課及び相談援助第二課	一―四 (略)	五 児童福祉法による児童等に対する措置に關すること。	六 児童福祉施設及び里親との連絡に關すること。	七 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に關すること。	八 児童及びその家庭に關する判定に關すること。	九 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に關すること。	十 市町の知的障害者の更生援護の実施に關し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に關すること。	十一 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に關すること。	十二 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に關すること。	十三 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に關すること。	十四 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助等に關すること。	十五 配偶者等からの暴力被害者に關する相談、関係機関との調整、自立支援、医学的又は心理学的な指導等に關すること。
------------------------	-----------------------	----------------	-------------------------	----------------	-----------------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	---

相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に關すること。	四 児童及びその家庭に關する判定に關すること。	五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に關すること。	六 市町の知的障害者の更生援護の実施に關し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に關すること。	七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に關すること。	八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に關すること。	九 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に關すること。	十 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に關すること。	十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に關すること。	一時保護課 (略)	広島県北部こども家庭センター	相談課	一―五 (略)	六 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援等に關すること。
-----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	--	---	---	---	---	--	------------------	-----------------------	------------	----------------	---

一時保護課 (略)	広島県北部こども家庭センター	相談援助第一課及び相談援助第二課	一―五 (略)	六 児童福祉法による児童等に対する措置に關すること。	七 児童福祉施設及び里親との連絡に關すること。	八 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に關すること。	九 児童及びその家庭に關する判定に關すること。	十 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に關すること。	十一 市町の知的障害者の更生援護の実施に關し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に關すること。	十二 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に關すること。	十三 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に關すること。	十四 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に關すること。	十五 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援、医学的又は心理学的
------------------	-----------------------	-------------------------	----------------	-----------------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	---------------------------------------	---	--	--	--	--

七 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

育成課

一 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。

二 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。

三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

四 児童及びその家庭に関する判定に関すること。

五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。

六 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
九 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

十 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。

第七十条 (略)

(支所の名称、位置及び担当区域)

第七十条の二 行政機関設置条例第十五条の規定により、こども家庭センタ―に次のとおり支所を置く。

支所		
支所を置くこども家庭センタ―の名称	名称	位置 担当区域
広島県西部こども家庭センタ―	広島県西部こども家庭センタ―	東広島市八本及び豊田郡竹原市、東広島市及び豊田郡松町
広島支所	広島支所	

な援助その他の必要な援助等に関すること。

十六 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援、医学的又は心理学的な指導等に関すること。

第七十条 (略)

広島県東部こども家庭センター	広島県東部こども家庭センター	三原市 円一町 二丁目	三原市、尾道市及び世羅郡
原支所	ター三庭セン		

(支所の分掌事務)

第七十条の三 こども家庭センターの支所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 七 市町の知的障害者の更生援護の実施に關し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 八 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 九 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく困難な問題を抱える女性に関する相談、医学的又は心理学的な援助、自立支援等に関すること。
- 十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

(支所の内部組織)

第七十条の四 次表上欄に掲げるこども家庭センターの支所に当該下欄に掲げる課を置く。

こども家庭センターに置く支所の名称	課名
広島県西部こども家庭センター東広島支所	相談課、育成課
広島県東部こども家庭センター	相談課、育成課

家庭センター三原支所	
(支所の各課の分掌事務) 第七十条の五 こども家庭センターの支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 広島県西部こども家庭センター東広島支所 相談課	
一 支所の庶務に関すること。 二 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。 三 児童に関する相談に関すること。 四 児童及びその家庭に関する調査に関すること。 五 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。 六 困難な問題を抱える女性に関する相談、自立支援等に関すること。 七 配偶者等からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。	
育成課	
一 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。 二 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。	
三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。	
四 児童及びその家庭に関する判定に関すること。 五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。	
六 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。	
七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。	
八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 九 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。	
十 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。	
十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。 広島県東部こども家庭センター三原支所 相談課	

一 支所の庶務に關すること。 二 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に關すること。 三 児童に關する相談に關すること。 四 児童及びその家庭に關する調査に關すること。 五 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に關すること。 六 困難な問題を抱える女性に關する相談、自立支援等に關すること。 七 配偶者等からの暴力被害者に關する相談、関係機関との調整、自立支援等に關すること。 育成課 一 児童福祉法による児童等に対する措置に關すること。 二 児童福祉施設及び里親との連絡に關すること。 三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に關すること。 四 児童及びその家庭に關する判定に關すること。 五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に關すること。 六 市町の知的障害者の更生援護の実施に關し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に關すること。 七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に關すること。 八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に關すること。 九 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に關すること。 十 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に關すること。 十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に關すること。 〔支所の各課の係の設置〕 第七十条の六 こども家庭センターの支所の各課に必要なに応じて係を置く。 2 前項の係の分掌事務は、関係こども家庭センターの長が定める。 （支所の内部組織） 第百条 （略）	（支所の内部組織） 第百条 （略）
建設事務所に置く 課名	建設事務所に置く 課名

支所の名称	
(略)	(略)
広島県西部建設事務所廿日市支所	管理用地課、維持課、工務課
(略)	(略)
(支所の各課の分掌事務) 第百一条 (略) 広島県西部建設事務所呉支所 (略) 広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 (略) 維持課 一・二 (略)	
工務課 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計、実施及び監督に關すること。 二 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に關すること。 三 市の都市計画等の助言に關すること。 四 県の定める都市計画案の作成等に關すること。 五―七 (略) 広島県西部建設事務所安芸太田支所―広島県北部建設事務所庄原支所 (略)	
(企画部、センター及び部等の分掌事務) 第百三十一条 (略) 2 (略) 保健環境センター―東部工業技術センター(略) 農業技術センター 総務部―栽培技術研究部 (略) 生産環境研究部 一 (略) 二 農作物に關する土壤及び肥料に係る試験研究及び技術指導に關すること。 三 病害虫等に係る試験研究及び技術指導に關すること。 管理第二課 (略) 果樹研究部 果樹に係る試験研究及び技術指導に關すること。	

支所の名称	
(略)	(略)
広島県西部建設事務所廿日市支所	管理用地課、土木課、巖島港整備課
(略)	(略)
(支所の各課の分掌事務) 第百一条 (略) 広島県西部建設事務所呉支所 (略) 広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 (略) 土木課 一・二 (略) 三 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計、実施及び監督に關すること。 四 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に關すること。 五 市の都市計画等の助言に關すること。 六 県の定める都市計画案の作成等に關すること。 巖島港整備課 一―三 (略) 広島県西部建設事務所安芸太田支所―広島県北部建設事務所庄原支所 (略)	
(企画部、センター及び部等の分掌事務) 第百三十一条 (略) 2 (略) 保健環境センター―東部工業技術センター(略) 農業技術センター 総務部―栽培技術研究部 (略) 生産環境研究部 一 (略) 二 農作物に關する土壤及び肥料に係る試験研究及び技術指導に關すること。 (果樹研究部の所掌に属するものを除く。) 三 病害虫等に係る試験研究及び技術指導に關すること。(果樹研究部の所掌に属するものを除く。) 管理第二課 (略) 果樹研究部 一 果樹に係る試験研究及び技術指導に關すること。 二 果樹に關する土壤及び肥料並びに病害虫に係る試験研究及び技術指導に關すること。	

畜産技術センター―林業技術センター (略)	畜産技術センター―林業技術センター (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七十条の二、第七十条の四及び第七十条の五の改正規定（広島県西部こども家庭センター―東広島支所に係る部分に限る。）は、別に規則で定める日から施行する。

(暫定措置)

2 この規則の施行の日から前項の規則で定める日の前日までの間は、行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）第十五条の規定により広島県西部こども家庭センター―東広島地区担当分室を広島市南区宇品東四丁目に置き、その所管区域を竹原市、東広島市及び豊田郡とし、この規則による改正後の広島県行政組織規則第七十条の三に規定する事務を分掌させ、当該分室に相談課及び育成課を置き、次に掲げる事務を各課に分掌させる。

相談課

- 一 分室の庶務に関すること。
- 二 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 三 児童に関する相談に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する調査に関すること。
- 五 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 困難な問題を抱える女性に関する相談、自立支援等に関すること。
- 七 配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

育成課

- 一 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 二 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 三 児童福祉法による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給決定並びに障害児入所施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 五 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に

対する情報の提供その他必要な援助に関すること。

七 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。

八 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

九 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

十 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。

十一 配偶者等からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。